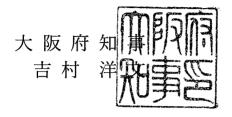
建企第 2227 号 令和2年1月29日

大阪府景観審議会会長 加藤 晃規 様



古市古墳群緩衝地帯の一部拡大(羽曳野市域)に伴う 屋外広告物条例に基づく広告物又は掲出物件の許可区域 及び表示方法の制限等の区域の一部拡大について(諮問)

大阪府屋外広告物条例第10条の規定により、別紙のとおり諮問します。

古市古墳群緩衝地帯の一部拡大(羽曳野市域)に伴う屋外広告物条例に基づく広告物又 は掲出物件の許可区域及び表示方法の制限等の区域の一部拡大について(諮問)

## 【諮問理由】

藤井寺市、羽曳野市にまたがる古市古墳群緩衝地帯(以下「緩衝地帯」という。)については、平成27年3月に貴審議会の答申を受け、平成28年1月に大阪府屋外広告物条例(以下「府条例」という。)を改正し、緩衝地帯に許可区域(古墳周辺区域)を定め、広告物又は掲出物件の表示方法の制限等を行っています。

その後、令和元年7月6日付で世界文化遺産に登録されましたが、決定の際に、ユネスコ (国際連合教育科学文化機関)より、峯ヶ塚古墳周辺の緩衝地帯の範囲の一部について、構成資産との間に十分な距離が確保されていない箇所が確認されたことから、緩衝地帯を一部拡大するよう勧告がなされました。

今回、この緩衝地帯の一部拡大に合わせて、許可区域(古墳周辺区域)及び表示方法 の制限等の区域(古墳周辺一般区域(住居系区域))を変更するため、大阪府屋外広告 物条例第 10 条に基づき、貴審議会に諮問し、意見を聴取します。